

平成 28 年 3 月 1 日

阪神国際港湾株式会社発注工事 請負人各位

阪神国際港湾株式会社 経理部契約課

### 平成 28 年 2 月公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について（通知）

平成 28 年 2 月から適用される公共工事設計労務単価等（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されましたが、新労務単価の早期適用を徹底するため、下記の特例措置を講ずることとしましたので、お知らせします。なお、対象工事の請負人のうち、請負代金額の変更を希望される方は、様式 1 号により施設課まで変更協議を請求願います。

#### 記

##### 1. 特例措置の内容

平成 28 年 2 月から適用する新労務単価への改定に伴い、平成 28 年 2 月 1 日以降に阪神国際港湾株式会社経理部契約課において当初契約を行った工事請負契約のうち、旧労務単価を適用して積算しているものについて、対象となる請負人は当社に対し、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができる。

請負人から協議の請求があった場合、当社は、3 に定めるとおり、請負代金額を変更し、請負人との変更契約を行うものとする。

但し、平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 2 月 19 日に入札を行った案件のみです。平成 28 年 2 月 20 日以降の契約については、新労務単価を適用していますので、除外します。

##### 2. 手続き方法

特例措置の適用を希望される場合は、様式 1 号による請求書を契約締結後すみやかに施設課までご提出ください。

##### 3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額について、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$  及び  $k$  は、それぞれ以下を表すものとする

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

##### 4. その他

請負代金額が変更された場合には、下請企業との請負契約の金額見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いします。